

令和4年度  
国産材転換支援緊急対策事業  
のうち原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業  
(うち一時保管に係る支援)

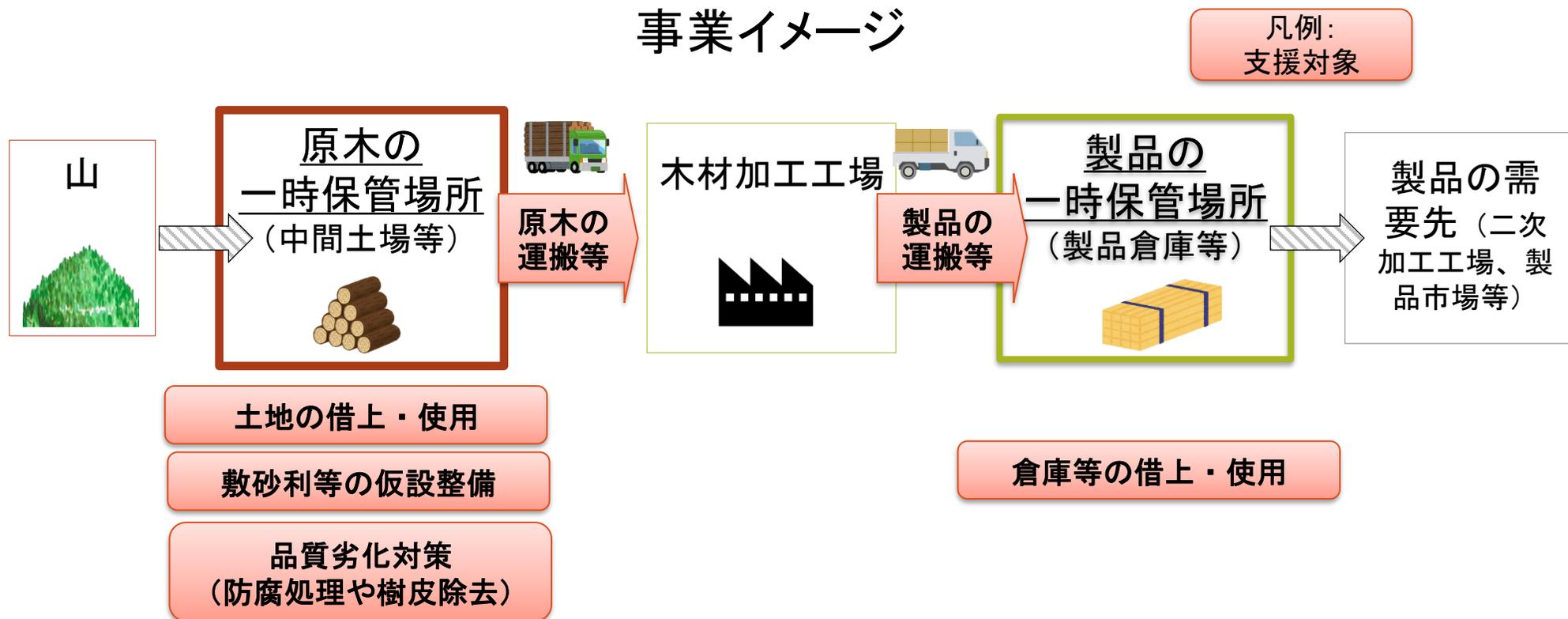
---

# 目次

- 1 事業の概要
- 2 手続きの流れ、受付期間、関係書類の提出先
- 3-1 助成対象
- 3-2-1 原木の一時保管関連(項目①~④)
- 3-2-2 原木の一時保管関連(項目①~④)
- 3-3-1 製品の一時保管関連(項目⑤、⑥)
- 3-3-2 製品の一時保管関連(項目⑤、⑥)
- 4-1 手続きその一 助成申請と実施計画 提出書類
- 4-2 (手続きその一 助成申請と実施計画) 様式第5号
- 4-3 (手続きその一 助成申請と実施計画) 様式第5号の5(1)原木の一時保管場所確保計画
- 4-4 (手続きその一 助成申請と実施計画) 様式第5号の5(2)原木の一時保管場所仮設整備計画
- 4-5 (手続きその一 助成申請と実施計画) 様式第5号の5(3)原木の品質劣化対策等計画
- 4-6 (手続きその一 助成申請と実施計画) 様式第5号の5(4)原木の保管場所からの運搬計画
- 4-7 (手続きその一 助成申請と実施計画) 様式第5号の5(5)製品の一時保管場所確保計画
- 4-8 (手続きその一 助成申請と実施計画) 様式第5号の5(6)製品の一時保管場所までの運搬計画
- 5 手続きその二 申請受付書、事業認定書、実施計画の変更、認定取下げ
- 6-1 手続きその三 実績報告書兼交付申請 提出書類
- 6-2 (手続きその三 実績報告書兼交付申請) 様式第14号
- 6-3 (手続きその三 実績報告書兼交付申請) 様式第14号別添
- 7 手続きその四 交付決定通知書、交付請求書

ウクライナ情勢の悪化により影響を受ける製品を緊急的に増産し流通させ、我が国の木材需給の更なるひっ迫への影響緩和を図ることを目的として、原木または製品の一時保管施設の確保等に必要な経費を支援します。

## 事業イメージ



## 2 手続きの流れ、受付期間、関係書類の提出先

### ● 手続きの流れ



※第〇は、公募要領の番号に対応

### ● 受付期間

取組期間	助成申請書・一時保管実施計画の締切	実績報告書・交付申請の締切
令和4年4月28日(木) ～令和4年9月30日(金)	令和4年9月20日(火)(必着) ※予算の都合で期日前に 締め切る場合があります。	令和4年11月30日(水) (必着)

- 関係書類の提出先 一時保管場所が存する公募要領 別添3の地域木材団体まで  
ただし、複数の一時保管場所があり、それらが都道府県をまたぐ場合  
は、一般社団法人 全国木材組合連合会まで(以下、全木連という。)

## 3-1 助成対象

助成対象となるメニューは以下の6つ。各メニューの詳細は次ページ以降。

項目	取組内容
① 原木一時保管場所確保の助成	原木の一時保管場所の確保のための土地の借上・使用
② 原木一時保管場所仮設整備の助成	原木の一時保管場所の敷砂利等の仮設整備
③ 原木品質劣化対策等の助成	一時保管している原木の防腐処理や樹皮除去等
④ 原木の保管場所からの運搬等の助成	原木を一時保管場所から製材工場等まで運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し
⑤ 製品一時保管場所確保の助成	製品の一時保管場所の確保のための倉庫等の借上・使用
⑥ 製品の保管場所への運搬等の助成	製品を、それを加工した製材工場等から一時保管場所まで運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し

## 3-2-1 原木の一時保管関連(項目①~④)

- 取組対象期間 令和4年4月28日から令和4年9月30日までの取組内容
- 取組内容
  - ・次ページ「取組内容」に該当する取組であること
  - ・②~④の取組を行う一時保管場所は、①の助成対象となっていること

※一時保管の「一時」とは、令和4年4月28日以降、原木又は製品の保管経費等が発生した日からその保管を終える日までの間の期間を指します。
- 助成対象経費 次ページの「助成対象経費」が対象
- 助成金額
  - ①~③のうち最も低い金額
  - ①実施計画時の助成金額(計画数量(×期間)×単価)
  - ②実行経費の1/2以内
  - ③実行数量や面積(×期間)×次ページ「助成金額」欄の上限単価
- 助成対象者 各経費を負担した以下の者
  - ・林業経営体等(林業経営体が組織する団体を含む)
  - ・木材加工業者等(製造業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業及びパーティクルボード製造業)
  - ・原木流通事業者等(木材市売市場、木材販売業者、木材センター等)

## 3-2-2 原木の一時保管関連(項目①~④)

項目	取組内容	助成対象経費	助成金額
① 原木一時保管場所確保の助成	<p>原木の一時保管場所の確保のための土地の借上・使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去1年以内に事業実施者による借上・使用の実績がないこと。</li> <li>・支払い実績が実施計画提出時に確認できること。</li> <li>・指定保税地域、保税蔵置場等は除く。</li> <li>・自ら所有する土地は対象外</li> </ul>	土地借上げ等に要する経費	<p>実行経費の1/2以内</p> <p>上限:舗装:100円/m<sup>2</sup>・月</p> <p>未舗装:50円/m<sup>2</sup>・月</p>
② 原木一時保管場所仮設整備の助成	原木の一時保管場所の敷砂利等の仮設整備	砂利路面整備、砂利運搬、仮置き場の取り壊し、運搬、砂利処分等に要する経費	<p>実行経費の1/2以内</p> <p>上限:1,700円/m<sup>2</sup></p>
③ 原木品質劣化対策等の助成	一時保管している原木の防腐処理や樹皮除去等	<p>防腐処理等に要する経費</p> <p>樹皮除去等に要する経費</p>	<p>実行経費の1/2以内</p> <p>上限:150円/m<sup>2</sup></p> <p>実行経費の1/2以内</p> <p>上限:1,400円/m<sup>3</sup></p>
④ 原木の保管場所からの運搬等の助成	原木を一時保管場所から製材工場等まで運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し	運搬、積込み、積卸し(仕分け・桟積み費)に要する経費	<p>実行経費の1/2以内</p> <p>上限:1,750円/m<sup>3</sup></p>

## 3-3-1 製品の一部保管関連(項目⑤、⑥)

●取組対象期間: 令和4年4月28日から令和4年9月30日までの取組内容

●取組内容 ・次ページ「取組内容」に該当する取組であること。

・⑥の取組は、⑤の助成対象となっていることが必要です。

※一時保管の「一時」とは、令和4年4月28日以降、原木又は製品の保管経費等が発生した日からその保管を終える日までの間の期間を指します。

●対象となる製品 ロシア産材以外の横架材、下地材、面材(CLTを含む)、単板、ラミナ、原板であって製品の原産国を証明できるもの。

●助成対象経費 次ページの「助成対象経費」が対象

●助成金額 ①～③のうち最も低い金額

①実施計画時の助成金額(計画数量(×期間)×単価)

②実行経費の1/2

③実行数量や面積(×期間)×次ページ「助成金額」欄の上限単価

●助成対象者 各経費を負担した以下の者

- ・ 木材加工業者等(製造業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業及びパーティクルボード製造業)
- ・ 製品流通事業者等(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等)

## 3-3-2 製品の一部保管関連(項目⑤、⑥)

項目	取組内容	助成対象経費	助成金額
⑤ 製品一時保管場所確保の助成	<p>製品の一部保管場所の確保のための倉庫等の借上・使用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・過去1年以内に事業実施者による借上・使用の実績がないこと。</li><li>・支払い実績が助成申請書提出時に確認できること。</li><li>・指定保税地域、保税蔵置場等は除く。</li><li>・自ら所有する倉庫等は対象外。</li></ul>	倉庫等借上げ等に要する経費	実行経費の1/2以内 上限:280円/m <sup>2</sup> ・月
⑥ 製品の保管場所への運搬等の助成	製品を、それを加工した製材工場等から一時保管場所まで運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し	運搬、積込み、積卸し等に要する経費	実行経費の1/2以内 上限:1,750円/m <sup>3</sup>



### 【手続きその一】

助成希望者は、助成申請書・一時保管実施計画の受付期間に、以下の提出書類を地域木材団体(公募要領別添3)又は全木連(複数県をまたぐ場合)に提出

### 【提出書類】

- 様式第4号 一時保管助成申請書
- 様式第5号 一時保管実施計画
- 様式第3号 誓約書
- 付属資料
  - ・事業者等の概要が分かる資料(会社概要、事業実績、事業計画など)(様式第5号の1関係)
  - ・財務諸表(様式第5号の1関係)
  - ・事業者等の経理管理体制の分かる資料(様式第5号の1関係)
  - ・当該事業が必要となった経緯の参考資料(あれば)(様式第5号の3関係)
    - ※生産・加工・流通に係る増産への要望書の写しや通知メール等の経緯を裏付ける資料
  - ・保管場所の賃貸借契約書等の写し(様式第5号の5関係)
  - ・一時保管場所確保の借上・使用の支払い実績の分かる資料(支払い証明等)
- その他必要な資料
  - ・銀行口座情報記入用紙(国産材転換支援緊急対策事業助成金支払いに係る金融機関情報)
  - ・預金通帳の見開きの写しなど(預金者名(カタカナ)、口座番号等が明記されたページのコピー)



様式第5号

原木・製品の一時保管実施計画

1	事業実施者の概要		
	事業者等の名称	設立年月日	
	代表者役職、氏名	資本金	
	職員数		
	住所	〒	
	電話	e-mail	
	主な業務内容		
	注：事業者等の概要が分かる資料（会社概要、事業実績、事業計画など）のほか、財務諸表、事業者等の経理管理体制の分かる資料を添付すること。		
2	事業担当者		
	事業担当者の氏名	所属	
	連絡先住所	〒	
	電話	e-mail	
3	当該事業が必要となった経緯（具体的に）		
	注：参考となる資料（生産・加工・流通に係る増産への要請書の写しや通知メール等経緯を裏付ける資料）があれば添付すること。		
4	事業実施者が、当該計画内容に対して、当該助成事業以外に国からの助成を受けているかどうか。		
	<input type="checkbox"/> 受けていない		<input type="checkbox"/> 受けている
	注：「受けている」の場合は、本事業の助成対象とはならない。		
	当該計画のうち5.（1）及び（5）の一時保管場所について、事業実施者が令和3年4月28日から令和4年4月27日の間に借上・使用をしていた場所であるかどうか。		
	<input type="checkbox"/> 上記期間に借上・使用をしてきた一時保管場所ではない	<input type="checkbox"/> 上記期間に借上・使用をしてきた一時保管場所である	
	注：「従前から借上・使用をしてきた一時保管場所である」の場合は、本事業の助成対象とはならない。		

1から4は  
全て記入し  
てください。

国からの助成の有無にチェックを入れてください。なお、「あり」に該当する場合は本事業の助成対象とはなりません。

一時保管場所が従前からの借上・使用していた場所かどうかにはチェックを入れてください。なお、「従前から借上・使用をしてきた」に該当する場合は本事業の助成対象とはなりません。

# 様式第5号の5(1) 原木の一時保管場所確保計画



5. 原木・製品の一時保管実施計画

(1) 原木の一時保管場所確保計画

- ・原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業助成金交付規程別添1の(2)①(原木の一時保管場所確保の助成)の取組内容について記載すること。
- ・助成対象期間中に新たに、原木の一時保管場所の確保のための土地の借上・使用をする場合に支援対象となる。

一時保管場所No.	一時保管場所No. 1			
	舗装・未舗装の別	保管場所住所	借受期間	借受面積 (㎡)
	貸主	氏名 住所		保管量 (㎡)
			R〇年〇月〇日~R〇年〇月〇日	〇ヶ月〇日
一時保管場所No.	一時保管場所No. 2			
	舗装・未舗装の別	保管場所住所	借受期間	借受面積 (㎡)
	貸主	氏名 住所		
			R〇年〇月〇日~R〇年〇月〇日	〇ヶ月〇日

(舗装の場合)	
実施計画の助成額※①	円
※計算方法：100円×〇月×〇㎡	
(未舗装の場合)	
実施計画の助成額※②	円
※計算方法：50円×〇月×〇㎡	

●項目①の原木一時保管場所確保の助成について記入  
 ●一時保管場所ごとに記入  
 ●添付資料の「保管場所の賃貸借契約書等の写し」に、該当する事業番号を明示

原木一時保管場所確保の実施計画の助成額の合計の計算  
 舗装・未舗装別に以下の計算式に当てはめる  
 【舗装:100円、未舗装:50円】  
 ×【借受:(月)+(日数の合計/30)】  
 ×【保管面積(㎡)】

期間の端数の日数は合計して30で割る

注：1 保管場所が複数ある場合は、行を増やし保管場所ごとに「一時保管場所No.」を付けて記載すること。  
 2 保管場所の賃貸借契約書等の写し、支払い実績のわかる書類(支払い証明等)を添付すること。  
 3 保管前・中・後の写真を毎月又は状況が変化した際に撮影するなど、保管状況が確認できる資料を保存することとし、事業実績報告書に添付すること。

# 4-4 (手続きその一 助成申請と実施計画)

## 様式第5号の5(2) 原木の一時保管場所仮設整備計画



### (2) 原木の一時保管場所仮設整備計画

・原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業助成金交付規程別添1の(2)②(原木の一時保管場所仮設整備の助成)の取組内容について記載すること。  
 ・5(1)で記載した、新規に確保した保管施設において、仮設整備を行う計画について支援対象となる。

仮設整備No.1	
5(1)の一時保管場所のNo.	
整備期間	
整備面積	㎡
整備内容	敷砂利など
施工者	・直営
	・請負：請負先名
	・委託：委託先名
仮設整備No.2	
5(1)の一時保管場所のNo.	
整備期間	
整備面積	㎡
整備内容	敷砂利など
施工者	・直営
	・請負：請負先名
	・委託：委託先名
仮設整備No.3	
5(1)の一時保管場所のNo.	
整備期間	
整備面積	㎡
整備内容	敷砂利など
施工者	・直営
	・請負：請負先名
	・委託：委託先名

整備内容の欄には、**具体の整備内容を記入**(砂利路面整備、砂利運搬、仮置き場の取り壊し、運搬、砂利処分等)

●項目②の原木の一時保管場所仮設整備計画について記入  
 ●5(1)の一時保管場所No.ごとに記入

原木一時保管場所仮設整備額の実  
 施計画の助成額の合計の計算  
 【1,700円/㎡】  
 ×【整備面積(㎡)】

注：1 整備箇所が複数ある場合は、行を増やし整備箇所ごとに記載すること。  
 2 直営実行に係る経費の伝票等、請負や委託の契約書や伝票などの事業の実施状況が確認できる資料を保存し、事業実績報告書に添付すること。

助成額※③	千円
※計算方法：1700円×○㎡	

# 様式第5号の5(3) 原木の品質劣化対策等計画



(3) 原木の品質劣化対策等計画

- ・原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業助成金公募要領別添1の(2)㊸(原木の品質劣化対策等の助成)
- ・5(1)で記載した保管施設において、原木の品質劣化対策等を行う計画について以下に記載する。

ア.防腐処理等

防腐処理No.1	
5(1)の一時保管場所のNo.	
処理実施期間	
処理内容	
施工者	・直管 ・請負：請負先名 ・委託：委託先名
処理面積	m <sup>2</sup>
処理数量	m <sup>3</sup>
防腐処理No.2	
5(1)の一時保管場所のNo.	
処理実施期間	
処理内容	
施工者	・直管 ・請負：請負先名 ・委託：委託先名
処理面積	m <sup>2</sup>
処理数量	m <sup>3</sup>

●項目③の原木の品質劣化対策等計画(ア 防腐処理、イ 樹皮除去等)について記入  
●5(1)の一時保管場所No.ごとに記入

処理内容の欄には、具体的な処理内容を記入(防虫薬剤散布、木材保管シートによる保護等)

イ.樹皮除去等	
樹皮除去等No.1	
5(1)の一時保管場所のNo.	
処理実施期間	
処理内容	
施工者	・直管 ・請負：請負先名 ・委託：委託先名
処理数量	m <sup>3</sup>
樹皮除去等No.2	
5(1)の一時保管場所のNo.	
処理実施期間	
処理内容	
施工者	・直管 ・請負：請負先名 ・委託：委託先名
処理数量	m <sup>3</sup>

処理内容の欄には、具体的な処理内容を記入(樹皮除去、樹皮処分等)

- 注：1 事業が複数ある場合は、行を増やし事業ごとに記載すること。  
2 直管実行に係る経費の伝票等、請負や委託の契約書や伝票などの事業の実施状況が確認できる資料を保存し、事業実績報告書に添付すること。

実施計画の助成額※⑥ 円  
※計算方法：1,400円×〇m<sup>3</sup>

実施計画の助成額※④ 円  
※計算方法：150円×〇m<sup>2</sup>

原木品質劣化対策等の実施計画の助成額の合計の計算  
防腐処理等：【150円/m<sup>2</sup>】×【処理面積(m<sup>2</sup>)】  
樹皮除去等：【1,400円/m<sup>3</sup>】×【処理数量(m<sup>3</sup>)】

# 様式第5号の5(4) 原木の保管場所からの運搬計画



(4) 原木の保管場所からの運搬計画

- ・ 原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業助成金公募要領別添1の(2)④(原木の保管場所からの運搬等の助成)の取組内容について記載すること。
- ・ 5(1)で記載した保管施設において、原木運搬を行う計画が対象。

原木 運搬 計画 No.1	5(1)の一時保管場所のNo.			
	原木の運搬先(工場等)名と所在地	・ 運搬先名		
	運搬量	・ 所在地		
	運搬の方法	・ 直営		実施計画の助成費※⑥ 円
		・ 請負：請負先名		※計算方法：1,750円×〇㎡
		・ 委託：委託先名		
原木 運搬 計画 No.2	5(1)の一時保管場所のNo.			
	原木の運搬先(工場等)名と所在地	・ 運搬先名		
	運搬量	・ 所在地		
	運搬の方法	・ 直営		
		・ 請負：請負先名		
		・ 委託：委託先名		
原木 運搬 計画 No.3	5(1)の一時保管場所のNo.			
	原木の運搬先(工場等)名と所在地	・ 運搬先名		
	運搬量	・ 所在地		
	運搬の方法	・ 直営		
		・ 請負：請負先名		
		・ 委託：委託先名		

●項目④の原木の保管場所からの運搬について記入  
●5(1)の一時保管場所No.ごとに記入

原木保管場所からの運搬の実施計画の助成額の合計の計算  
【1,750円/㎡】×【運搬(計算)量(㎡)】

注： 1 行を増やし運搬先ごとに記載すること。運搬先が複数ある場合は「原木運搬計画No.」を付して運搬先ごとに記載すること。  
2 一時保管場所と運搬先の距離は、最も経済的な道程の距離を記載すること。  
3 直営実行に係る経費の伝票等、請負や委託の契約書や伝票などの事業の実施状況が確認できる資料を保存し、事業実績報告書に添付すること。

# 様式第5号の5(5) 製品一時保管場所確保計画



(5) 製品の一時保管場所確保計画

- ・原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業助成金公募要領別添1の(2)⑤(製品一時保管場所確保の助成)の取組内容について記載すること。
- ・助成対象期間中に新たに、製品の一時保管場所の確保のための土地の借上・使用をする場合。

					実施計画の助成額※①		円	
					※計算方法：280円×〇月×㎡			
一時保管場所 No. 1	保管場所住所	氏名	借受面積 (㎡)	製品の木材加工工場の工場名及び所在地	保管する製品の種類 (品目・樹種)	保管量 (㎡)		
	貸主	住所						
	借受期間							
	R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日	〇ヶ月〇日						
	R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日	〇ヶ月〇日						
	R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日	〇ヶ月〇日						
一時保管場所 No. 2	保管場所住所	氏名	借					
	貸主	住所						
	借受期間							
	R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日	〇ヶ月〇日						
	R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日	〇ヶ月〇日						
	R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日	〇ヶ月〇日						

●項目⑤の製品の一時保管場所への運搬について記入  
 ●保管する製品の種類の欄には、  
品目：横架材、下地材、面材、単板、ラミナ、原板 のいずれかを記入  
樹種：製品に使用されている樹種を全て記入

製品一時保管場所への運搬の実施計画の助成額の合計の計算  
 【280円／月・㎡】  
 ×【借受(予定):(月)+(日数の合計／30)】  
 ×【借受(予定)面積(㎡)の合計】

期間の端数の日数は合計して30で割る

注： 1 保管場所が複数ある場合は、行を増やし保管場所ごとに「一時保管場所No.」を付して記載すること。  
 2 保管場所の賃貸借契約書等の写し、支払い実績のわかる書類(支払い証明等)を添付すること。  
 3 保管前・中・後の写真を毎月又は状況が変化した際に撮影するなど、保管状況が確認できる資料を保存することとし、事業実績報告書に添付すること。

# 様式第5号の5(6) 製品の一時保管場所までの運搬計画



(6) 製品の保管場所への運搬計画

・原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業助成金公募要領別添1の(2)⑥(製品の保管場所への運搬等の助成)の取組内容について記載すること。  
 ・5(5)で記載した保管施設に係り、製品運搬を行う事業。

製品運搬計画 No.1	5(5)の一時保管場所のNo.	No.○
	運搬量	m <sup>3</sup>
製品運搬計画 No.1	運搬の方法	・直営
		・請負：請負先名
		・委託：委託先名
製品運搬計画 No.2	5(5)の一時保管場所のNo.	No.○
	運搬量	m <sup>3</sup>
製品運搬計画 No.2	運搬の方法	・直営
		・請負：請負先名
		・委託：委託先名
製品運搬計画 No.3	5(5)の一時保管場所のNo.	No.○
	運搬量	m <sup>3</sup>
製品運搬計画 No.3	運搬の方法	・直営
		・請負：請負先名
		・委託：委託先名

●項目⑥の製品の保管場所への運搬について記入  
 ●5(5)の一時保管場所No.ごとに記入

製品の保管場所までの運搬の助成申請額の合計の計算  
 【1,750円/m<sup>3</sup>】×【運搬(計算)量(m<sup>3</sup>)】

注 1 運搬先が複数ある場合は、「製品運搬計画No.」を付して行を増やし運搬先ごとに記載すること。  
 2 一時保管場所と運搬先の距離は、最も経済的な道程の距離を記載すること。  
 3 直営実行に係る経費の伝票等、請負や委託の契約書や伝票などの事業の実施状況が確認できる資料を保存し、事業実績報告書に添付すること。

実施計画の助成費※⑧ 円  
 ※計算方法：1,750円×○m<sup>3</sup>



# 6-1 手続きその三 実績報告書兼交付申請



## 【手続きその三】

事業実施完了後、令和4年11月30日までに以下の提出書類を全木連に提出

## 【提出書類】

- 様式第14号 実績報告書兼交付申請
- 様式第14号の別添
- 付属資料
  - ・原木または製品の一時保管場所の賃貸借契約書等
  - ・原木または製品の一時保管場所の借上・使用の支払い実績がわかる書類  
(伝票、支払い証明等の写し)
  - ・保管前・中・後の写真
  - ・(項目②、③、④、⑥を実施した場合は、)それぞれの事業の実施状況が確認できる資料  
(請負や委託の契約書等、伝票、支払い証明等の写し)
  - ・(製品の場合であって輸入製品の場合は、)原産国を証明できる資料(インボイス等)

# 6-2 (手続きその三 実績報告書兼交付申請) 様式第14号



様式第14号(一時保管実績報告書兼交付申請)

原木・製品の一時保管緊急支援事業実績報告書兼交付申請

年月日

一般社団法人 全国木材組合連合会  
会長 菅野 康則 殿

事業者No.  
一時保管事業認定者の住所・名称  
代表者氏名

年月日付けをもって登録を受けた原木・製品の一時保管実施計画について、下記のとおり実施したので、原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業助成金公募要領第15の2の規定に基づき報告し、助成金の交付を申請します。

記

事業実績の詳細は、別添のとおり。

一時保管事業実績報告

(1) 原木の一時保管場所確保の交付申請額  
(舗装の場合)

実施計画の助成額(a)	円
別添の実行経費の合計	円
実行経費×1/2(b)	円
上限額(100円/㎡・月×○か月×上記実績の借受面積㎡)(c)	円
(a)~(c)の最も低い額(交付申請額)	千円
※1,000円未満切り捨て	

(未舗装の場合)

実施計画の助成額(a)	円
別添の実行経費の合計	円
実行経費×1/2(b)	円
上限額(50円/㎡×○か月×上記実績の借受面積㎡)(c)	円
(a)~(c)の最も低い額(交付申請額)	千円
※1,000円未満切り捨て	

各項目に応じた欄について、別添の実績報告の数値を基に以下を記入

- ・【実施計画の助成額】実施計画に記載した項目ごとの助成額(=a)
- ・【別添の実行経費の計】別添の各項目の実行経費欄の合計額  
※消費税を含まない
- ・【実行経費×1/2(a)】上記実行経費の合計額の1/2(=b)  
※小数点以下は切り捨て
- ・それぞれの上限単価×合計実績数量や合計面積(=c)
- ・(a)~(c)の低い方の1,000円未満を切り捨てる

# 6-2 (手続きその三 実績報告書兼交付申請) 様式第14号別添



様式第14号 原木・製品の一時保管実績報告書兼交付申請 別添

(1) 原木の一時保管場所確保実績			
一時保管場所 No.1	舗装・未舗装の別	実行経費 (円)	
	保管場所住所		
	貸主	氏名	住所
	借受期間		借受面積 (㎡)
		保管量 (㎡)	
	R〇年〇月〇日~R〇年〇月〇日	〇ヶ月〇日	
一時保管場所 No.2	舗装・未舗装の別	実行経費 (円)	
	保管場所住所		
	貸主	氏名	住所
	借受期間		借受面積 (㎡)
		保管量 (㎡)	
	R〇年〇月〇日~R〇年〇月〇日	〇ヶ月〇日	

各項目に応じて、実施計画で提出した内容に対する実績値等を記入  
※実行経費には、消費税を含まない  
※事業の実施状況が分かる書類には、対応する番号(例:一時保管No.1)を振る

例:原木の一時保管場所確保実績の様式

# 7 手続きその四 交付決定通知書、交付請求書



## 【手続きその四】

(手続きその三の実績報告書・交付申請の提出)



全木連が実績報告書・交付申請を確認し、**交付決定通知書**を送付



助成認定者は、**交付決定通知書の助成金額**により作成した

**交付請求書(様式第16号)**を提出

※交付申請の内容の一部が助成対象となっていない等、交付申請で申請した額＝交付決定額にならない場合があります



全木連より支払い

**必ず交付規程・公募要領をお読みください**  
**詳細はウェブサイトにて**

<https://moku-tenkan.jp/>

〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F  
一般社団法人全国木材組合連合会 原木・製品の運搬・一時保管支援事業事務局

TEL:03-6550-8540(平日10:00~17:30)

FAX:03-6550-8541